

概要版



丹波市 子ども・子育て支援事業計画

みんなではぐくむ
子どもが夢をもっていきいきと輝く

まごころ
丹の里

第2期計画策定の目的

急速な少子高齢化や、多様な働き方などの就労環境の変化、核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境の変化は激しく、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市では平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度に基づき、5か年を1期とする「丹波市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支援する様々な事業を進めているところです。

この第1期の「丹波市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度末をもって終期を迎えますが、しかしながら、様々な子育てへの支援が望まれており、より質の高い幼児教育・保育のニーズが高まっている中、これらに対応していく事業展開が必要となっています。

そこで、第2期「丹波市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後、これに基づき施策を展開していくとともに、施策の進捗状況や事業の実施状況等を検証していきます。

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とし、社会や経済情勢の変化、子どもと子育て家庭を取り巻く状況、地域の幼児教育・保育のニーズなどの変化に合わせ、必要に応じ、計画の見直しを実施していきます。

令和2年3月
丹波市

1 計画の基本的な考え方

すべての子どもが地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長し、すべての子育て家庭が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを生み育てられるまちの実現をめざします。

基本理念

みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く まごころ 丹の里

子ども・子育て 支援で大切にする 3つの視点

子どもの視点
すべての子どもが
心身ともに健やかに
成長できるまちづくり

親の視点
親が安心して子どもを
生み育て、子育て力を
高めることのできる
まちづくり

地域の視点
地域全体で
子どもと子育て家庭を
支えることのできる
まちづくり

基本理念 に基づいた 4つの目標

- 目標1 いきいきとした子ども・子育ての地域づくり
- 目標2 健やかに生み育てる環境づくり
- 目標3 配慮の必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり
- 目標4 子育てに喜びを感じるまちづくり

子ども・子育て支援新制度とは？

子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていくために、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、実施されている制度が『子ども・子育て支援新制度』です。

新制度の枠組み ～「給付」と「事業」～

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所（園）
- 地域型保育給付
 - ・小規模保育
 - ・家庭的保育
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育
- アフタースクール
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 妊婦健康診査
- 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 多様な主体の参入促進

※●印は計画で事業量を見込む事業です

2 重点的な取り組み

丹波市において本事業の中で特に重点的に取り組む事項は以下の5つです。

課題解決のための各分野における施策・事業を横断的に関連づけることで、相乗的な効果を発揮しながら、取り組みを推進していきます。

子ども・子育てに関する相談と情報提供の充実

地域の子育て支援拠点として位置付けている子育て学習センターでは、いつでも気軽に悩みを相談できる場として、子育て中の保護者の不安感や悩みを解消する役割を担います。また、子どもや保護者が、認定こども園や各種子育て支援サービスから、ニーズにあった適切な事業を利用できるよう、利用者支援事業（基本型）を実施しています。また、子育て世代包括支援センターでは、丹波市健康センター「ミルネ」を拠点に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・サポートを行う利用者支援事業（母子保健型）を実施、今後、子育て学習センターとより連携を深める取組を進めていくこととします。さらに、地域で子育て支援の活動に取り組む民生委員児童委員ともより繋がりを深め、家族の状況に合わせた、適切な子育て支援サービスの利用が進むよう、より気軽に相談できる体制を構築します。また、子育てに関する情報は、情報を集約し、一元的にホームページや冊子等で発信するとともに、市以外の子育て支援情報も盛り込むなど、必要とされる情報を必要としている方に確実に届けられるよう、検討します。

認定こども園の充実

保育から幼児教育、そして小学校への、子どもの連続した育ちと学びを支援するため、幼・保・小連携の取組を質の向上と合わせて取り組んでいきます。子どもと子ども、保護者、認定こども園や小学校がそれぞれつながり、関係を強化、情報などを共有することで、よりスムーズな連続性のある育ちと学びが提供できるように図ります。

幼児教育・保育の質を向上させ、子どもたちがより豊かに育っていけるように、引き続き、キャリアアップの取組を推進し、質の高い人材を育成するとともに、幼児教育・保育に携わる保育教諭などが子どもたちと十分に関わることができるよう、保育教諭等が安定した生活を送り、認定こども園に定着して意欲的に就労できるよう、人材確保に努めるとともに処遇改善を推進します。

あわせて、認定こども園への看護師の配置を促進、子どもが体調をそこなっても、保護者が迎えに来るまで安心して過ごすことができる体制を整えていきます。また、認定こども園の子育て支援事業に専任職員を配置し、地域の在宅児親子を対象にした、子育て相談や親子の交流の場を提供します。

アフタースクールの多様な利用への対応

子育て世代の働き方やライフスタイルの変化とともに、多様なニーズが生じてきていることを受け、令和元年度から、長期休業中などの1日開設時に、通常の開所時間の午前8時よりも前の、午前7時30分から子どもを預けることができる、朝の延長保育制度（有料）を設けています。また、利用を希望する児童をすべて受け入れられるよう、指導員の配置基準を見直す取組や放課後児童支援員認定資格研修未受講者への受講促

進、アレルギー疾患など、特別な支援が必要な子どもへの対応などの研修を実施します。

今後においても、児童が活動するための十分なスペースを確保するなど、安全な運営に努めていくとともに、多様なニーズに応えるため、開設日数や場所についても検討していきます。

子育て支援に係る施設・機能の見直し

子育て学習センターについては、利用者支援事業の母子保健型等と更に連携を深めるとともに、子育て中の親やその子どもへの支援のみでなく、小中学生なども巻き込んだ事業展開を図ります。児童館は地域的な偏りがあるため、児童館以外での活動の幅を広げ、地域子育て支援拠点である子育て学習センターとの事業協力などについて検討します。認定こども園の在宅児家庭を対象にした子育て支援については、子育て学習センターを補完する事業として、更に連携を強化するよう、支援を充実していきます。

また、昨今、頻発している風水害等への対応として、市と園との情報連携の強化を進めるとともに、園児用のミルクなどの備蓄の充実を促し、被災時にも園児たちが安全に過ごせる環境を整えるとともに、避難している乳幼児がいる家庭のために、こども園等の備蓄物品を使用できるような体制づくりを模索するなどの取組を行っています。

ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む環境の醸成

少子高齢化が進む中、労働人口の減少が問題となっており、その中心となる子育て世代の活躍できる環境整備が求められています。このことは経営者側や地域社会においても、単にデメリットとなるだけではなく、人材の確保や定着、女性の活躍推進、またこれらを要因とする生産性の向上が望めます。また、男性、女性の別を問わず、共に子育てに積極的に参加する意識の醸成、特に父親の育児への積極的なかわりを促す取組など、子育てと労働の両立の支援に取り組むとともに、出産などによる女性のキャリア分断が起らないよう、就業規則の改定や労働環境の改善を行う事業所を支援するなど、これからの働き方を考えるとともに、子育てしながら働きやすい環境づくりに取り組めます。

家庭教育への取組を地域や事業所等に拡大する取組

子どもが健やかに育っていくためには、認定こども園のみならず、家庭でかわり、はぐくむ家庭教育との両立が必要です。保護者の家庭での教育力の向上、親としての育ちを促すには、保護者自身が子育てにかかわり、積極的また自発的に家庭教育について知識を深めることが重要ですが、働いている子育て世代が十分、子育てや家庭教育に力を振り向けるためには、労働の場である事業所等の理解や協力が重要となってきます。そこで、家庭教育を支援する労働環境づくりや、事業所の社会貢献活動、地域貢献活動などの取組、事業所等が行う家庭教育に関する研修等の開催について、講師を紹介・派遣するなどの支援を行い、家庭教育に関する講座の実施などを推進していきます。

3 事業量の見込みと確保方策

子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の計画期間中における量の見込みと、目標として確保する量を示します。（事業は旧町単位である提供区域ごとに見込みと確保方策を設定しているものもありますが、この概要版では市全体の見込みと確保方策を示しています。）

◆就学前教育・保育

	R2	R3	R4	R5	R6	今後の取り組み
1号認定子ども(3～5歳)【教育のみ希望する子ども】 単位：人／年						
量の見込み	206	202	197	191	184	利用調整や定員調整を図り、対応します。
確保方策	340	340	340	340	340	
2号認定子ども(3～5歳)【保育を希望する子ども】 単位：人／年						
量の見込み	1, 265	1, 240	1, 214	1, 188	1, 162	利用調整や定員調整を図り、対応します。
確保方策	1, 234	1, 234	1, 234	1, 234	1, 234	
3号認定子ども(0歳)【保育を希望する子ども】 単位：人／年						
量の見込み	129	125	121	118	113	利用調整や定員調整を図り、対応します。さらに、地域型保育事業においても定員確保を図ります。
確保方策	132	135	135	135	135	
3号認定子ども(1・2歳)【保育を希望する子ども】 単位：人／年						
量の見込み	622	602	589	574	562	利用調整や定員調整を図り、対応します。さらに、地域型保育事業においても定員確保を図ります。
確保方策	599	608	608	608	608	



◆地域子ども・子育て支援事業

事業概要と今後の取り組み
延長保育事業 認定こども園等において、通常の保育時間を延長して保育を提供する事業です。 すべての認定こども園で事業を実施し、年間500人程度の量の見込みを確保します。
アフタースクール(放課後児童健全育成事業) 保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の生活の場を提供する事業です。 原則として各小学校区単位で実施することで、年間1,200人程度(低学年900人、高学年300人)の量の見込みを確保し、高学年児童の需要にも対応できるよう体制を整備します。
子育て短期支援事業 疾病・出産・看護・災害等により子育てが困難になった際、子どもを一時預かる事業です。 5か所で事業を実施し、年間のべ50人程度の量の見込みを確保します。
地域子育て支援拠点事業 主に在宅で子育てをする家庭に育児相談や家庭教育の支援を提供する事業です。 市内6か所の子育て学習センターで事業を実施し、年間のべ52,000人程度の量の見込みを確保します。

一時預かり事業

保育が必要となった際、認定こども園等で一時的に子どもを預かる事業です。
すべての認定こども園などで事業を実施し、年間のべ1,200人程度量の見込みを確保します。

病児保育事業

すべての認定こども園で実施される予定であり、看護師等の人員確保や設備整備に努め、年間のべ4,400人程度の量の見込みを確保します。

ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合う事業です。
提供会員確保や依頼内容への柔軟な対応に努め、年間のべ230人程度の量の見込みを確保します。

利用者支援事業

認定こども園や一時預かり等の利用にあたって、また、妊娠期から子育て期に渡って、切れ目なく情報提供や相談・助言を行います。地域の子育て支援拠点である子育て学習センター6か所及び、ミルネ内の子育て世代包括支援センターで実施します。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
母子の心身の状況や養育環境等を把握して指導・助言等を行います。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。
児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応するため、関係機関が十分に連携して取り組みます。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、母子の健康状態を定期的に確認する事業です。
標準的な健診回数(14回)の公費負担を継続しつつ、経済的負担の軽減を図ります。



4 子ども・子育て支援施策の展開

この計画の目的を実現するため、市全体で子育て施策を推進、展開していきます。

目標1 いきいきとした子ども・子育ての地域づくり

質の高い幼児教育・保育の総合的な提供を行うためには、認定こども園等の施設の健全な運営が重要となります。そのためには必要に応じた柔軟な財政的支援をはじめ、不足しがちな人的資源の充実についても支援する必要があります。そこで、魅力ある職場となるように、保育教諭の処遇改善や、保育補助者の雇上げなどについて支援するとともに、保育に携わる人材への研修の実施などにより、より質の高い幼児教育・保育を提供します。

また、地域の力を教育・保育環境づくりにいかす取組を行うとともに、地域の人材などを育成、相互の結びつきの強化を図り、助け合って子育てを行う、地域全体で子育てを支えていく環境整備を図ります。

例えば… 女性有資格者福祉人材バンク、保育士等キャリアアップ研修 など

目標 2 健やかに生み育てる環境づくり

子どもの健やかな成長のため、また親が子どもを健やかにはぐくむことができる環境整備のため、妊娠・出産・育児のそれぞれの段階に応じ、適切かつ一連のつながりを持った支援に取り組みます。妊娠期には健康診査の費用の一部助成、産前から産後にかけてのサポートやケア、家庭訪問や健診時の相談など、安心して出産のできる環境づくりを推進し、適切な保健医療サービスの提供を通し、子どもを健やかに生み育てる環境づくりを進めます。

例えば… 特定不妊治療費助成事業、妊産婦健康診査費助成事業 など



目標 3 配慮の必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり

すべての子どもがこころ豊かに育まれる環境の実現のため、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対し、切れ目ない支援が必要です。児童の虐待への対応強化や未然に防ぐ取組の強化など、支援体制の充実を図るとともに、養育環境に問題を抱える子育て世帯など、援助が必要な子どもとその家庭を、迅速に支援できる取組を推進します。

例えば… 家庭児童相談、特別支援保育事業補助金 など



目標 4 子育てに喜びを感じるまちづくり

子育てに喜びや生きがいを感じることができる社会の構築のため、産前・産後休暇や育児休暇の取得をしやすくするなど、女性の活躍を支援し、また、休暇取得の推進や長時間労働の削減など、仕事と家庭の両立を推進していく取組を通し、子育てに十分な時間と力を充てることができる環境の実現を図ります。また、子育て中の親が孤立せず、子育て中の親同士、また地域社会とつながりを持ち、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組むとともに、子育てしながら働く親などの、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組みます。

例えば… 女性活躍推進支援事業、子育てポータルサイトの運営 など

5 計画の推進体制

計画策定に携わる「丹波市子ども・子育て会議」や行政関係部課を中心に、就学前教育・保育および子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

計画の進捗管理・評価にあたっては、「丹波市子ども・子育て会議」において毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、丹波市として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を子どもの保護者や関係機関、団体などから得る機会を設け、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

子ども・子育て会議の機能

①目的の共通化

基本理念である『みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く ^{まごころ} 丹の里』をめざし、全員が子ども・子育て支援の推進という大きな共通認識を常にもちながら参加します。

②情報の共有化

それぞれが把握している地域や分野の実態や課題、社会資源等の情報を共有した上で、関係者それぞれの専門性を生かして連携しながら課題を解決します。

③具体的に協働する

課題の共有やその改善策の検討を市民と行政が協働して行います。

④計画の進捗確認・取組の創出

毎年、本計画の進捗状況の確認を行うとともに、その中から抽出された課題について、具体的な解決方法を検討し、次年度の新たな取組の可能性を検討します。



第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行：令和2年3月

編集：丹波市教育委員会子育て支援課

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110

T E L 0795-70-0813 F A X 0795-70-0815

U R L <http://www.city.tamba.lg.jp/site/kyouiku/>